

エコアクション21 地域事務局「やまぐち」地域判定委員会規程

特定非営利活動法人 環境共生機構

エコアクション21 地域事務局「やまぐち」認証・登録制度実施要領2.1.2 に規定する「エコアクション21 地域事務局「やまぐち」地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）」の所掌事務等は、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条

地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業者のエコアクション21 認証・登録の可否
- (2)エコアクション21 審査人の審査結果に対する異議
- (3)その他事業者のエコアクション21 認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条

地域判定委員会は、3名以上10名以内で構成する。委員会の委員は次に掲げるものなどのうちから、特定非営利活動法人環境共生機構理事長が委嘱する。

- (1)事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者

（委員の任期）

第3条

委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で交代就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条

委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員長にやむを得ない事由がある時は、予め委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会の開催）

第5条

地域判定委員会は、特定非営利活動法人環境共生機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条

会議は、これを構成する委員のうち、委員長を含めた3名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。委員長にやむを得ない事由がある場合は、予め委員長が

指名した委員長代理を含めた3名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

(議事録)

第7条

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)開催日時および場所
- (2)出席委員名、欠席委員名
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果

(規程の改廃)

第8条

本規程は、エコアクション21 地域事務局「やまぐち」運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

(附則)

1 平成23年5月30日 制定施行